

## 4月定例教育委員会会議録

- 1 日程 令和5年4月26日(水)
- 2 場所 藤井寺市役所 3階 会議室305
- 3 案件
  - 日程第1 会議録署名委員の指定について
  - 日程第2 前回教育委員会会議録の承認について
  - 日程第3 教育長の報告について
  
  - 日程第4 報告第7号 人事異動の専決処分の承認を求めることについて  
 ……(教育総務課・保育幼稚園課)
  - 日程第5 報告第8号 藤井寺市青少年指導員の委嘱について  
 ……資料3(生涯学習課)
  - 日程第6 報告第9号 令和5年度一般会計予算について  
 ……資料4(教育総務課)
  - 日程第7 報告第10号 教育委員会の後援名義等使用について  
 ……資料5(教育総務課)
  - 日程第8 その他報告事項  
 令和5年第1回定例市議会一般質問について  
 ……資料6(教育部長)
  - 日程第9 議案第22号 藤井寺市立学校教科用図書選定委員会規則の一部改正  
 について ……資料1(学校教育課)
  - 日程第10 議案第23号 令和6年度使用 小学校教科用図書採択事務に  
 ついて ……資料2(学校教育課)
  
- 4 出席委員
 

教育長	濱崎 徹
教育委員(教育長職務代理者)	足立 義幸
教育委員	富山 昌克
  
- 5 教育部出席者
 

教育部長兼文化財保護課長	萬田 栄治
教育総務課長	中村 真也
生涯学習課長	木村 智紀
学校教育課長	岸 廣幸
スポーツ振興課長	八木 淳一
図書館長	國頭 順子
  
- 6 その他出席者
 

こども未来部長	武廣 智雄
保育幼稚園課長	井口 勝史
こども施設課長	門谷 奈美
  
- 7 書記 教育総務課長代理 田仲 孝次
  
- 8 傍聴者 0人

午後2時00分 委員会開会を宣して日程に入る。

○濱崎教育長

みなさん、こんにちは。

それでは、4月定例教育委員会議を始めさせていただきます。

はじめに、本会議録の署名委員ですが、足立委員よろしくお願いたします。

続きまして、前回令和5年3月の教育委員会議録につきまして、ご承認いただけますでしょうか。挙手をお願いします。

○委員 「全員挙手」

○濱崎教育長

では、承認ということで、よろしくお願いたします。

次に、教育長報告はございません。

それでは、会議次第に従いまして議事に入ります。本日は議案が2件、報告事項が4件、その他報告事項が1件でございます。

会議の進行上、本日は報告事項から審議を行います。

報告事項につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び藤井寺市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、教育長として専決させていただきましたので報告いたします。

まず、報告第7号 人事異動の専決処分の承認を求めることについて、教育総務課長、説明願います。

○教育総務課長

報告第7号 人事異動の専決処分の承認を求めることについて、ご説明させていただきます。資料2をご覧ください。

4月1日付の市の人事異動に伴い、教育委員会事務局の人事異動がございました。教育委員会への転入及び転出につきましては、次長級が2名、課長級が3名、係員3名と、再任用職員1名の異動がございました。

また、教育委員会事務局内の昇格が、課長級が1名、課長代理級が1名、副主査級が4名の異動がございました。内示後、4月1日まで時間がございましたので、教育長が臨時に代理し、人事異動の発令をさせていただきましたので、ご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

続きまして、保育幼稚園課長から説明をお願いします。

○井口保育幼稚園課長

続きまして保育幼稚園課より、報告第7号について、ご説明させていただきます。

4月1日付の市の人事異動に伴い、市立幼稚園の人事異動がございました。転出で、課長級が1名、課長代理級が2名、係員4名の異動がございました。内示後、4月1日まで時間がございましたので、人事異動の発令をさせていただきましたので、ご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

○濱崎教育長

この教育委員会議に出られている課長さんで新しい方は岸学校教育課長と、井口保育幼稚園課長です。あとは代わりございませんね。

○中村教育総務課長

はい、変わりありません。

○濱崎教育長

それでは、よろしくお願いたします。よろしいでしょうか。報告第7号 人事異動の専決処分の承認を求めることについて、このとおり承認してよろしいでしょうか。挙手をお願いします。

○委員

「全員挙手」

○濱崎教育長

それでは、報告第7号について承認いたします。

次に、報告第8号 藤井寺市青少年指導員の委嘱について、生涯学習課長、説明願います。

○木村生涯学習課長

それでは、報告第8号 藤井寺市青少年指導員の委嘱について、ご説明させていただきます。資料3をご覧ください。

昨年度、令和4年5月の定例教育委員会議の報告第15号におきまして、令和4年4月1日～令和6年3月31日までの2か年を任期とする「青少年指導員会の委嘱報告」をさせていただきました。

今回、資料3のとおり、藤井寺市青少年指導員藤北校区担当の池田真人（いけだまこと）氏が、一身上のご都合により、令和5年3月31日をもって辞職されることとなりました。

これに伴いまして、残任期間である令和5年4月1日～令和6年3月31日の期間、新たに森川邦洋（もりかわくにひろ）氏を、藤井寺市青少年指導員として委嘱しようとするものです。

また、教職員5名につきまして、お手元の資料には提出期限の都合上、記載できておりませんが、口頭にて報告させていただきます。メンバーは昨年度と変わらず、藤井寺小学校教諭の宇田義宏（うだよしひろ）氏、道明寺南小学校教諭の茅原真人（かやはらまさと）氏、藤井寺中学校教諭の吉田純也（よしだじゅんや）氏、道明寺中学校教諭の福島聡（ふくしまさとし）氏、藤井寺第三中学校教諭の浅井宏信（あさいひろのぶ）氏でございます。教職員の任期につきましては、人事異動の可能性を考慮し、2年ではなく1年間としますので、令和6年3月31日までの1か年となり、再び同じ5名の方が職に就いていただけます。

以上でございます。本来ならば、人事案件ですので3月の定例教育委員会議で図らなければいけなかったのですが、手続きの関係上4月の報告になり申し訳ありま

せん。何卒ご承認賜りますようご審議のほどよろしく申し上げます。

○濱崎教育長

森川邦洋さんですね。どんな方かご説明願えますか。

○木村生涯学習課長

私も1、2度お会いしましたが、藤井寺小学校の近くの産土神社から1～2分歩いたところにある妙楽寺の住職様です。藤井寺北小学校区だけではなく藤井寺小学校区の方も含めて、今働いておられる青少年指導員さんや地域の方からも推薦がありましたので、ご依頼させていただいております。年齢は40代とお聞きしています。

○濱崎教育長

推薦ですね。委員の皆さま何かご質問等ございますか。よろしいですか。それでは、報告第8号 藤井寺市青少年指導員の委嘱について、このとおり承認してよろしいでしょうか。挙手をお願いします。

○委員

「全員挙手」

○濱崎教育長

それでは、報告第8号について承認いたします。

次に、報告第9号 令和5年度一般会計予算について、各課より、説明願います。

○中村教育総務課長

報告第9号 令和5年度一般会計予算について、説明いたします。資料3をご覧ください。資料4をご覧ください。

本件は、3月定例市議会へ提出されておりました令和5年度藤井寺市一般会計予算のうち、教育委員会所管部分の予算について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び、藤井寺市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理して、市長へ申し出ましたので、ご報告させていただくものでございます。

令和5年度藤井寺市一般会計予算のうち、教育委員会所管の予算は歳入が4億1,257万6千円、歳出予算は次のページで18億3,279万9千円となっております。

歳出予算におきまして、約1億2571万円の増加となっております。

それでは令和5年度の主な予算内容について、各課から説明させていただきますので、よろしくご審議のうえ、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

まず、教育総務課の主な予算につきまして、ご説明させていただきます。

令和2年度から小中学校で取り組んでおりますGIGAスクール構想で導入いたしましたタブレット端末のリース使用料を計上しております。また、小中学校の照明器具をLED化しまして、そのリース使用料を計上しております。

そのほかにも、小中学校の就学援助制度の実施に要する費用等、小中学校の管理

運営に要する経費を計上しております。教育総務課からは、以上でございます。

#### ○岸学校教育課長

次に、学校教育課の主な予算につきまして、ご説明させていただきます。

まず、コミュニティ・スクールに関わる学校運営協議会設置事業について、今年度は、年間を通して、学校運営協議会を開催していきます。具体的な課題解決のために委員会の開催回数を増やしております。それらに関わる委員報酬、研修講師報償費等を計上させていただきました。

次に、学力向上を推進していくための予算として、学力向上推進支援事業、先進教育推進事業委託料、夏季研修の講師謝礼、市教育研究会負担金、市支援教育研究会負担金等を計上させていただきました。

また、G I G Aスクール構想を推進するためのI C T支援員配置業務委託料、学校インターネット回線使用料等を計上しており、今年度本格実施となる校務支援システムの運営に係る経費も計上しております。

最後に、学校教育課で雇用しているA L T (Assistant Language Teacher) と、共に学び共に生きる学習環境の充実事業における講師等といった会計年度任用職員について、今年度、新たな取組みとしまして専科教員を市費で3名任用しています。経費につきましては、市人事課が一括で管理の所管をしておりますので、学校教育課の予算等には記載されていないのですが、A L T 4名、講師4名の予算を計上していることとなります。以上です。

#### ○萬田文化財保護課長

続きまして、文化財保護課の予算についてご説明させていただきます。

文化財保護課では、世界遺産関連事業としまして、もずふるレンタサイクル事業、大阪府・堺市・羽曳野市・藤井寺市で構成する百舌鳥・古市古墳群世界遺産保存活用会議、羽曳野市・藤井寺市で構成する古市古墳群世界遺産連絡会議の各負担金などの経費を計上しております。文化財の保護に関するものとしては、発掘調査、史跡買い上げ、文化財用地管理、保存活用、普及啓発といった経費をそれぞれ計上しております。

史跡買い上げにつきましては、史跡古市古墳群の用地の一部の買い上げを行います。

そして、史跡古市古墳群整備基本計画の改定にかかる経費を計上しております。整備基本計画は、羽曳野市と共同で、令和5・6年度の2か年で策定する予定です。策定にあたっては、史跡古市古墳群整備検討委員会を開催し、十分な検討と意見を得て進めてまいりたいと考えております。

また、閉園となっております旧道明寺東幼稚園を文化財施設として利用するにあたり、用途変更にかかる経費を計上させていただいております。以上でございます。

#### ○木村生涯学習課長

生涯学習課の予算につきまして説明させていただきます。大きく4つに分かれますが、まず、社会教育総務費4, 123万3千円の主な内容としましては、職員の人件費のほか、大阪府及び南河内地区社会教育振興協議会負担金などの経費でございます。

次に、公民館費 1 4 7 万 4 千円の主な内容としましては、文化教室、各種公民館講座等の講師謝礼、公民館長及び社会教育指導員といった会計年度任用職員の費用弁償（出張等の交通費）などの経費でございます。

続きまして、青少年総合対策費 1, 5 8 4 万 2 千円の主な内容としましては、青少年指導員報酬、放課後子ども教室や学校支援地域本部事業の地域学校協働活動推進員、コーディネーター及び安全管理員等の報償費、青少年指導者講習会などの講師謝礼、昨年度導入しました放課後児童会システムに係る保守料、八尾市への放課後児童健全育成事業事務委託料、放課後児童会川北地区児童送迎用バス運行業務委託料、青少年活動事業のためのバス借上料、そして青少年健全育成藤井寺市民会議負担金、各種団体に対する補助金でございます。

最後に、生涯学習センター費 7, 7 8 6 万 6 千円の主な内容としましては、生涯学習審議会委員報酬のほか、光熱水費及び建物総合管理業務委託料など生涯学習センターの運営に係る経費、また、P T A と連携して実施する人権啓発講座の講師謝礼、各種団体への補助金などでございます。以上です。

#### ○八木スポーツ振興課長

スポーツ振興課の予算につきまして説明させていただきます。大きく 2 つの予算科目になっております。

まず、保健体育総務費 6, 1 6 2 万 2 千円は、スポーツ振興事業や、屋外体育施設の維持管理に要する経費で、その主なものとしましては、スポーツ推進委員の報酬、小中学校体育施設の開放事業や屋外体育施設の修繕料、並びに屋外体育施設総合管理業務や草刈り業務などの委託料のほか、ニュースポーツ普及事業、市民マラソン大会事業及び藤井寺市体育協会事業の補助金でございます。

次に、市民総合体育館費 6, 6 9 5 万 7 千円は、市民総合体育館及び市民プールの維持管理運営に要する経費で、その主なものは、建物総合管理業務や市民プール管理業務などの委託料でございます。以上でございます。

#### ○國頭図書館長

図書館の予算につきまして説明させていただきます。

図書館費 8, 0 5 0 万 7 千円は、子どもの読書推進のための児童書の充実や古代史料を含む図書購入費のほか、学校図書館連携を含めた蔵書管理電算システムの利用料および保守料、ボランティア育成のための講座に係る講師謝礼等を計上しております。

更に、施設、設備の維持管理に関するものとして、施設の修繕料等を計上しております。以上でございます。

#### ○門谷こども施設課長

続きまして、こども未来部こども施設課分を説明させていただきます。

こども施設課では、幼稚園費について予算計上をしています。内容としましては、子どもたちが安心して日々を過ごし、健やかに成長していけるよう、安全で快適な教育・保育環境の提供のため、公立幼稚園の環境維持を目的としまして、施設や設備に係る修繕料、委託料、手数料等の維持管理に要する費用を、また、公立幼稚園での活動に要する消耗品や原材料費、備品購入費等の費用を計上しております。以

上です。

○井口保育幼稚園課長

続きまして、保育幼稚園課の予算について説明させていただきます。

保育幼稚園課では、市内の幼児教育保育の充実をめざし、幼稚園教諭の研修参加負担金や、幼稚園等教育研究会に要する経費、スクールフレンド活用事業費等を計上しております。また、幼稚園医にかかる報酬費や、園外保育等で必要となる経費等、幼稚園運営に係る経費を計上しております。以上です。

○濱崎教育長

ありがとうございます。ご質問される前に、今回、骨格予算ということで、誰か骨格予算について、どういうものか委員さんに説明願えますか。

○萬田教育部長

今年度は、先週にありました統一地方選挙の年でしたので、統一地方選挙の結果によりましては、市長が変わられるかもしれない、そういう時の当初予算の組み方というのは、市長が新しく変わられた時でも対応できるようにということで、基本的には義務的な経費をメインで組んでいく、そして、政策的な経費につきましてはこの選挙が終わってから、議会の方で補正予算として対応していくという様な予算の組み方となっています。

○濱崎教育長

ご理解いただけましたか。それでも政策的経費はいくつかもっているんですね。でも、これから6月の補正予算で大きな政策的な様子が見えてくるということになるんですが、それはそれとして、先程から申しています各課の予算内容の項目別にならずと書いてあるような所を見ていただいて、この事業はどんなものという感じでご質問していただけたらと思います。

○足立委員

主たる各課の予算内容というレジュメの中に、アンダーラインが引いてある項目が数件あるのですが、これはどんな意味合いのものなののでしょうか。新しくやりますよということなのか、重点的にやりますよということなのか。

○萬田教育部長

新しくという意味で前年度の時には無くてということですか。過去にはあって、数年途絶えていて、また復活というものもあります。

○足立委員

わかりました。文化財保護費というものが、ものすごい増加量になっているので、買い上げるからということですね。

○萬田教育部長

今回、史跡の買い上げをする予定です。

○濱崎教育長

他に何かご意見ご質問等ございますか。よろしいでしょうか。それでは、報告第9号 令和5年度一般会計予算について、承認してよろしいでしょうか。挙手をお願いします。

○委員

「全員挙手」

○濱崎教育長

それでは、報告第9号について、承認いたします。

次に、報告第10号 教育委員会の後援名義等使用について、教育総務課長、説明願います。

○中村教育総務課長

教育委員会の後援名義等使用につきまして、ご報告させていただきます。

今回の報告につきましては、令和5年3月の使用承認で専決処理をしたものでございます。内容につきましては、資料5の表の4件でございます。

以上、藤井寺市教育委員会後援名義等使用承認事務取扱要綱第3条第2項に基づき報告させていただきます。以上です。

○濱崎教育長

資料5を見ていただきまして、今回は4件ということですね。何かご質問等ございますか。よろしいでしょうか。それでは、報告第10号 教育委員会の後援名義等使用について、承認してよろしいか。挙手をお願いします。

○委員

「全員挙手」

○濱崎教育長

それでは、報告第10号について、承認いたします。

次に、その他報告事項に移ります。令和5年第1回定例市議会一般質問について、教育部長、説明願います。

○萬田教育部長

《市議会定例会一般質問について説明》

○濱崎教育長

ありがとうございました。ただ今の件について、委員の皆様、何かご質問等ございますか。よろしいですか。それでは、その他報告を終わります。

次に、議案の審議に移ります。内容が教科書採択に関わることですので、その関係の方以外は、ご退席いただいて結構です。

それでは、審議を再開いたします。



本日の議案審議は令和6年度使用 小学校教科用図書採択事務を進めるにあたっての案件でございます。

このことにつきましては、4月19日の臨時教育委員会で、「第三者委員会の提言を受けて、今後の方針について」教科書採択手続きにおける法令順守のため、また、公正性や透明性を害するリスクを取り除くため、事務局より対応方針を8項目提案させていただき、ご審議のうえ議決いただきました。

本事件を教訓事例として伝え続けるとともに、議決しました対応方針について周知徹底することにより、採択に関係するもの、教育委員会、事務局、校長や教職員等の全ての学校関係者が深く自覚し、さらに高い倫理観を持ち、服務規律を遵守し、綱紀粛正を徹底し、一丸となって、公正確保の徹底に万全を期すための取組みを進めてまいり決意を示しました。

また、信頼回復のためには、何よりも藤井寺の子どもたちに、よりよい教科書を採択するという観点から、教育委員の皆さまからも、ご意見をいただきました。

そのことも踏まえ、ご審議をお願いいたします。

それでは、まず、議案第22号 藤井寺市立学校教科用図書選定委員会規則の一部改正について、学校教育課長、説明願います。

#### ○岸学校教育課長

議案第22号 藤井寺市立学校教科用図書選定委員会規則の一部改正について説明申し上げます。資料1をご覧ください。

本規則は、令和2年度に実施した藤井寺市立中学校教科用図書採択に係る事件を受けて、教科用図書採択の公正性・透明性の確保の徹底を図るため、先日の臨時教育委員会会議において本市における教科書採択事務の方針を承認いただきました。その方針を進めていく上で、規則の一部を改正行うものでございます。

改正点としましては、第3条の組織において「選定委員としての職務上知り得た機密の保持」を追記しております。次に第4条の倫理において、「辞職または任命された日から採択される日まで」と任期を明確にさせていただきました。前回までは、答申終了後という形にさせていただいていたのですが、やはり全ての採択が終わるまでという形にさせていただいた次第です。

次に第6条会議において、「選定委員会における会議録の作成と情報公開」について記載させていただいております。

第7条、調査員において、「調査員においても職務上知り得た機密の保持を選定委員と同様、準用させていただくという形で追記させていただきました。

なお、本規則は、令和5年4月26日、本日から施行するものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

#### ○濱崎教育長

新旧対照表を見ていただくと分かりやすいと思うのですが、そもそも選定委員会規則自体が選定委員会を運営していくための項目についてずっと書かれているという流れで従来来たのですが、今回、第三者委員会の提言の中で、やはり公平性・透明性を担保するような仕組みとか規則とかをもっと明確に規定を明確にしておく方が分かりやすいということで、倫理上、当然の事であるということは書かれていなかったのですが、一定、今回のことで付けさせていただいたということで、第3条

第4項の機密を漏らしてはならないというこの項目につきましても、こういう規則が書いていなかったかどうかは別として、元校長の選定委員が漏らしているということも含めて明確にしていくということと、選定委員の責任の範囲はどこまでかという様なことで、基本的には採択が終わるまできちんとその既定の中ではまるということ、任期を伸ばしていただいたということ、問題になっていました会議録の作成の事、それから非公開でずっとしてきましたが、そこも非公開にするということ、明記させていただいたということと、選定委員の具申内容については、今までどうなっていましたか。

○岸学校教育課長

具申内容については、これまでも公開させていただいていたんですけれども、この会議録は、具体的にどういった会議の中で答申がされるのかという会議の中身の部分に関しましても今回、会議録を作らせてもらって、それを今後情報公開させてもらう形に変わります。

○濱崎教育長

それは6の項目のことですね。ということで、今回議論になっていたところをここに盛り込ませていただいたということですがよろしいですか。それでは、議案第22号 藤井寺市立学校教科用図書選定委員会規則の一部改正について、このとおり決定してよろしいでしょうか。挙手をお願いします。

○委員

「全員挙手」

○濱崎教育長

それでは、議案第22号について、決定いたします。

次に、議案第23号 令和6年度使用 小学校教科用図書採択事務について、学校教育課長、説明願います。

○岸学校教育課長

議案第23号 令和6年度使用 小学校教科用図書採択事務について、説明させていただきます。資料2をご覧ください。

まず、資料(1-1)の3月31日付文部科学省通知「義務教育諸学校における令和6年度に使用する教科用図書の採択事務処理について(通知)」をご覧ください。

本年度の採択について、文部科学省からの通知2ページ上段の通り、小学校用教科書の採択については、「全ての教科書について令和4年度に採択したものと異なる教科書を採択することができること」となっています。また、(2)中学校用教科書の採択については、特別の場合を除いて「令和4年度に採択したものと同一の教科書を採択しなければならないこと」と示されております。なお、本市におきましては、数学科・保健体育科については、令和5年2月に採択したものとなり、今年度は、小学校用の教科書について、採択替えを伴う事務手続きをすることになります。この事務手続き内容については、後ほどご説明させていただきます。

次に、資料(1-2)の3月31日付文部科学省からの「教科書採択における公

正確保の徹底等について(通知)」では、(P 108)採択権者である市教育委員会は、公正性・透明性に疑念を生じさせることのないよう適切に行われることが必要であることはもとより、採択結果やその理由について、保護者や地域住民などに対して説明責任が重要となることが示されております。また、(P 1013)昨年、特定の教科書発行者が採択期間中において、採択関係者に飲食を無償提供するなど、不当な利益供与を行っていた事実が確認され、利益供与を受けた採択関係者の中には、一層の公正性・透明性の確保に留意すべき立場にある教育委員会関係者や、選定委員、調査員などの教科書採択に関与するものが含まれていました。この結果、教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせ、教科書に対する信頼を大きく揺るがす事態に至ったことについては極めて遺憾。とあり、本市の事件に関する文言も新たに記載されております。

本来であれば、この後、教科書採択における公正確保の徹底等についての通知を抜粋しながらご説明させていただき、(資料2-1)市独自の「藤井寺市教科書採択関係者と教科書発行者との接触等のルール」と(資料2-2)Q&Aをお示ししながら、具体的な対応を確認させていただくところではありますが、本日お集りの委員の皆様は、令和3年度使用の中学校教科用図書採択をめぐる経緯等はよくご存知いただいております。先日の臨時教育委員会会議で「藤井寺市における今後の教科書採択事務手続きの方針について」ご承認いただきました。また、その際に、「接触等のルール」についても説明させていただきました。

これらの方針のもと、公正確保を徹底した教科書採択事務を実施することが、児童・生徒、保護者だけでなく、市民の皆様からの信頼回復の第一歩になると考えております。教育委員の皆様におかれましては、教科書発行会社との接触は一切禁止になっておりますのでご理解いただきたいということと、ご自宅に訪問され物品や資料等を持参されても受け取らないことが前提になりますし、また、分からないことや対応などで迷ったことがあれば、その場で市教育委員会担当事務局へ必ずご連絡いただき、対応を仰いでいただけたらと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

また、現在、まだ2名の教育委員が決まっていない状況にありますので、2名の教育委員が就任される際には、先日もお話しさせていただきましたけれども綱紀保持研修とともに、教科書採択に関する公正確保の徹底や藤井寺市接触等のルールを説明する機会を再度設けさせていただきますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

最後に、教育委員の皆様にも誓約書を提出いただきます。前回も書いていただいた次第ですけれども、今回の小学校の教科用図書採択においても提出いただきたいと思います。資料3をご覧ください。第三者委員会の提言を受け、誓約書の内容を変更しております。追加した点は、「「接触等のルール」を順守し、適切に行動すること。」という文言と、「職務上知り得た秘密については、その職を退いた後も漏らさないこと。」という2点を追記させていただいておりますので、本日の会議後に署名いただき、担当者までご提出いただきますよう、ご協力よろしくお願いいたします。ここまでが抜粋した形になりましたけれども公正確保についてになります。また、新しい教育委員さんが2名決まりました時には再度ご説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

次に、採択事務の手順について、ご説明いたします。資料4で提示しております

本市の予定でございますが、まず資料5-1にございます藤井寺市立学校教科用図書選定委員会規則第3条に基づき、選定委員会を組織しなければなりません。また、第7条に基づき調査員を任命し、採択に関する調査研究を進めてまいります。

府への報告期日は例年8月下旬となっております、本市では8月初旬から中旬ごろの採択をめざし、採択スケジュールをたてました。まず第1回の選定委員会を5月上旬から中旬に開催したいと思っております。

選定委員会の委員については、資料5-2に提示させていただきました、選定委員会運営要領に示されている組織図にあります委員を委嘱または任命したいと思います。

つきましては、資料6の選定委員名簿の方を選定委員候補者として委嘱、任命したいと考えております。こちらの選定委員の名簿につきましては、採択期間終了まで非公開となっております。取り扱いには十分気を付けていただくことと同時に、教育委員同様、教科書発行者からの接触等が考えられる委員名簿になりますので、外部に漏らすことのないようお願いいたします。もちろん、今回は傍聴者がおられませんけれども、もし来られた時には閲覧資料としてお見せする準備はしていましたが、この資料は抜いておりました。この委員名簿に関しては、まだ採択が終わるまではオープンにしない対応になっておりますので、ご確認よろしく申し上げます。本会議でこの委員名簿に関してご承認いただいたのち、ご依頼させていただこうというふうに考えております。

藤井寺市立学校教科用図書選定委員会の諮問内容につきましては、資料7をご覧ください。

令和6年度使用教科用図書採択に関し、藤井寺市立学校教科用図書選定委員会規則第2条の規定により、選定委員会の意見を求める形になります。進め方としては、裏面の別紙採択における観点を基に、府の教科用図書選定審議会が作成した選定資料を参考にしながら、調査及び研究をおこなう形になります。また、藤井寺市教育委員会が採択する教科用図書について、調査及び研究結果を答申していただく形になります。また、7月中旬を目処に、答申に関する作業を終了して、その後に、教育委員の皆さんに今回のこの答申資料をお配りする形になります。

なお、選定委員会会議第1回の流れにつきましては、まず、議事録の作成について説明させていただき、選定委員の委嘱及び任命式をさせていただきます。その後、誓約書について説明させていただき、藤井寺市立学校教科用図書選定委員会規則等の説明もさせていただきます。その後、委員長・副委員長の選出、そして教育委員会の諮問内容、そして、第1回選定委員会会議の内容についてご説明させていただく形になります。その中身としましては、先程も説明させていただいた「公正確保について」接触等のルール、Q&Aについても、勿論説明させていただきます。

その次に、「調査員の人数の決定及び任命について」具体的な調査員の氏名や学校をここで説明させていただきます。

また、「教科用図書採択事務日程」8月の今回は初旬から中旬にかけて採択事務を行っていくのですが、そこまでの大まかな流れについて説明させていただきます。

そして、4番目として「教科用図書選定資料について」説明させていただきます。そのような流れで第1回の選定委員会会議を進めて参りたいと考えています。

それでは資料4に戻っていただけますでしょうか。資料4の今後のスケジュールについて確認させていただきます。

先程も申しましたが、第1回選定委員会議を5月上旬～中旬に行います。そして、調査員による個人研究期間を約2週間及び、種目別グループ研究を約3週間行いたいと考えております。そして、調査資料の作成を6月中旬を目途に調査員には作成していただきたいと考えております。

調査資料の提出を受けて、第2回選定委員会議を7月の中旬に行い、教育委員会に答申を頂くというふうに考えております。

答申等を基に、8月以降に教育委員会議を開き、令和6年度使用いたします教科用図書の採択を決定するという流れになります。

なお、各小学校で調査員になられていない先生方もおられますので、その方のご意見や教科書センターにおける意見につきましても、教育委員会で集約し参考にさせていただきたいと考えております。

ここで言う教科書センターとは、市立図書館を意味します。教科書展示会を開催し、だれでも気軽に閲覧できる教科書の常設展示場といたします。6月初旬より法定外展示として展示会を開始し、6月14日からは、法定内展示として、14日間展示する予定になっています。この一か月くらいで、それぞれご意見いただいたものを回収するということになります。

以上、令和6年度使用教科用図書採択事務について、ご審議よろしくお願いたします。

#### ○濱崎教育長

ありがとうございました。広範囲にわたって説明していただきました。まず、正に信頼される教科用図書採択手続き、これをどう確立していくかというのが今回のスタートの所だと思っております。基本的には文科省の大きな通知が2つ来ていますが、その趣旨に沿って事務を進めていくということなんですが、特に我々に重たいのは、公正確保の徹底の通知が結構重たいなというふうに思っております。公正確保の面でどうなのかということと、それを踏まえながら教科書採択の方法をどう改善していくのかというところが、我々当事者ですので、どう進めていくのかというところがあるのですが、あとはスケジュール等も提案があったので、まずその辺の大きな課題の所で何かお感じになったこととかご質問等ございますか。なかなか通知が前文で本市の実態の事件を教訓に赤裸々に書かれていますところでは。

#### ○富山委員

今回のことで、すごくこの資料2-2にしても前に進んで新しい線引きが出来たので、僕は素晴らしいと思いますけれども、これを当事者がどれだけきちんと責任をもって通していくかが問題かなと思います。

#### ○濱崎教育長

ありがとうございます。

#### ○岸学校教育課長

具体的な今回のカレンダーの方は提示させていただいていないんです。また、その都度、今度は選定委員会があって次に調査委員会がありますので、そういった部分が具体的に決まって来た段階で教育委員の皆さんには具体的なカレンダーをお示

して、先程言っていました8月中旬という形でお示しはさせていただいたんですが、具体的な日程カレンダーの方も今後させていただこうと思っていますのでご理解の方よろしく願いいたします。

○濱崎教育長

今、富山委員がおっしゃっていただきましたけれども、公平性の徹底、過去の通知、文科省の通知の中で我々の事件が書かれているということを踏まえていくと、やはり深刻かつ重大だという問題意識をこれからもずっと持ち続けていかねばいけないというようなことなのかなというふうに思いますし、前に進みましたねという評価もいただきました。第三者委員会の提言を受けて、方針として接触等のルールを作ったりというようなことで、おっしゃっていただいているように、一つはさらに高い倫理観という意識改革をどう具体的に図っていくのかというようなことの中身として、今回、本市での方針、公正性と透明性を害するリスクを取り除いて公正性や透明性が担保される仕組みを改善・構築したということなので、これをどう徹底するかということなのかなと思います。

○富山委員

車の免許更新の時のように、分かりやすいドラマ仕立てのビデオを作っておけばいいかもしれませんね。文字ばかりだともう一つ頭に入っているようで何か勘違いしている方もいらっしゃるかもしれないので。

○濱崎教育長

他に何かございますか。

○足立委員

確かに、言葉だけではなかなか難しい部分があるので、どう分かりやすく伝えるのかというところから考えていかないといけない部分があるのかなとは思っています。

○濱崎教育長

そこで翻って考えると、学校の教職員とかいわゆる採択権者全体についてどう説明してくのかということなんですが、まず、我々が執行機関の一員として一番採択に責任のある所在ですので、とにかく、自分でこんなことを言うのもあれですが、襟を正して我々がしていかないといけないということが最大のものなのかなということで、いわゆる、文科省の通知の中でもこれに尽きてるんですね。採択権者の判断と責任に基づいて十分な審議や調査研究を行いなさいと、我々に直接言われている採択権者としてやりなさいと。これが一番重い部分なので、このへんを上手くどう自覚してくかということで、日々こういう会議とかいろんなところでお互いに確認をし合っていないといけないのかなというふうに思っています。そこが一番大事なのかなというようなことと、そういう意味では、執行機関の一員という意味で、この教科書採択だけじゃなくて、全ての事の中で我々がどういう振る舞いをこれからしていかなければいけないのかも重要なことなのかなと。今日は教科書採択のことなので、そういう意味で逆に正に資料でも書いていただいているのですが、教育長および委員が時間的余裕を持って教科書見本を閲覧し、その内容について適宜吟

味することができるような環境を整えなさいというふうに文科省から言われているので、我々がどう研究をしっかりとできるのかというところの環境を事務局の方もしっかりと考えていただいて、そういう環境をまず作っていくというのが大事なのかなというふうに思っています。公正確保についてはこの辺でよろしいでしょうか。

それでは、具体的な事務で、スケジュールとか選定委員会の人選とかいろいろ後の方で説明していただきましたが、何かご質問や要望等ございますか。スケジュール感とか選定委員さんはこの人たちというふうなお話をさせていただいているのですが、そのあたりでご意見等ございますか。よろしいですか。まず選定委員会の立ち上げが一番のスタートですね。そこから調査員を選んでもらって、調査員の活動期間があって、実質答申をいただくのが7月中旬、そこからがスタートではないのですが、基本的にはそこからがスタートみたいな形で教育委員会議で採択事務を進めていって、8月の上旬～中旬くらい感覚でできたらなということです。お二人ともこの前にしていただきましたが、2教科だけだったので、全体のは初めてでかなりタイトだとは思いますが、要は十分な時間内で資料が届くかどうかですね。

#### ○岸学校教育課長

教科書の見本は随時届いていまして、教育委員会室には必ず1セットは置かせていただいて、いつでも見られるようにしています。先生方や選定委員の方に来ていただかないといけないので、全てを置くわけにはいかないのですが、

#### ○濱崎教育長

他に何かございますか。よろしいですか。最後に少し気になっているのは、第三者委員会の提言の中で、これから採択事務を進めていくのですが、調査員、選定委員、教育委員会と3つの部門の中で進めていくのですが、それぞれの立場・役割、なんのためにそういう仕事をしているのかということを確認にしてください、特に、同じ目的ではないですよということで、その塊ごとにちゃんと役割があるはずですよ。例えば、資料で書いていたのは、調査員であるならば現場に一番近いところで教える・教えられる立場から何がいいのかということ、選定委員で言えばもう少し大きな立場で教科書の在り方やいろんなことも含めてそのあたりでの理念をしっかりと選定をする、そして教育委員が一番難しかったのですが、教育委員そのものの役割しか書いていなかったのが、政治的中立性と教育という行政が結果が出るのに時間がかかる行政なので、政治にあまり翻弄されずにゆとりをもって長期的に考えなさいよということ、いわゆるレイマンコントロールのメインになったという、あれは教科書採択の書き方ではないと思っているのですが、そういう役割を我々は持って教科書採択にあたっていくというイメージで、少しずつ性質が違いますよということだから、極端に言えば調査員、選定委員が決めた教科書を我々の観点で見た時に、それと違うならそれでもいいですよという話の流れの中でやっていくので、お互いに3者がそういうことを十分理解しながら採択作業を進めてもらうというのが大事だし、我々もその辺はもう少し我々だけで議論を詰めておかないといけないのかなというふうに思っています。そういうところはまた説明は選定委員や調査員の中でもしていただけるといいことだと思いますので。一応、全体の説明を受けた流れの中で発言をさせていただいたんですが、全体を通して、何かご意見等ござい

ますか。よろしいですか。それでは、議案第23号 令和6年度使用 小学校教科用図書採択事務について、このとおり決定してよろしいでしょうか。挙手をお願いします。

○委員

「全員挙手」

○濱崎教育長

それでは、議案第23号について、決定いたします。

以上で本日予定しておりました案件は全て終了しました。全体を通じて何かご発言等ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、4月定例教育委員会議を終了させていただきます。本日はありがとうございました。

会議事項が終了したので、閉会を宣する。

午後3時05分